

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大磯町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産及び数量
消防ポンプ自動車 1台

- 2 取得金額
37,476,000円（税込み）

- 3 契約の相手方
東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社 東京営業所
所長 藤井 利男

平成29年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄